

あいざん 愛山青少年活動推進財団

助成金

申請期間：令和5年1月30日(月)～
令和5年4月28日(金)16:00必着

愛山青少年活動推進財団は、山口県内でスポーツなどの体験活動や地域の自然や社会、歴史や文化に関わる体験活動などを通じて青少年が心身共に健全に成長されることを願い、事業費の一部を助成します。



1 助成の対象となる事業

- *山口県内の団体が令和5年4月1日から令和6年3月31日までに県内で実施される青少年の健全育成を図るための事業。
- *次のいずれかに該当するものは対象となりません。
 - (1)営利を目的とした事業
 - (2)宗教活動を目的とした事業
 - (3)政治上の問題に関連する事業
 - (4)助成対象事業への青少年の参加者が原則として10名未満の事業
 - (5)学校の授業や行事の一環として行う事業
 - (6)国・県・市・町から委託を受けて行う事業

2 助成の対象経費

- *事業を行うために必要とする費用
(裏面「経費区分表」参照)
- *次のいずれかに該当するものは対象となりません。
 - (1)大人の飲食費、慶弔・見舞金、指導者への中元・歳暮代など事業を実施するうえで適当でない経費
 - (2)県外での活動に関わる費用
 - (3)他団体への寄附金、協賛金など

3 助成金額と交付条件

- *当財団の予算の範囲内で1団体につき**10万円**まで
 - (1)事業に要する総経費の3分の1以内または10万円まで
 - (2)事業を実施するために必要なパンフレット等の諸資料、看板等に財団名を必ず記載し、当財団の助成事業であることを周知させる
 - (3)毎年、継続実施する事業の助成期間については、原則3年間を限度とする
 - (4)助成事業の実施状況等の確認のため財団役員、評議員、職員による視察を受入れる

4 申請の方法

- (1)募集要項・交付要綱・申請書等の内容を確認して同意の上、交付申請書(第1号様式、別紙1・2)その他事業内容についての資料を締切日までに提出してください。
- (2)交付要綱・交付申請書・申請書の記入については、財団のホームページからダウンロードできますが、郵送を希望する団体は、直接申し出てください。
- (3)提出いただいた申請書類等は返却しませんので、ご了承ください。



5

助成金の交付決定・結果通知

- (1)5月下旬に開催する財団の選考会で、助成交付団体及び助成金額を決定。
 (2)結果は6月上旬に文書で通知し、助成交付決定団体については財団ホームページに掲載。
 ※不採択の理由についてのお問い合わせには応じかねます。



6

経費区分表

助成金の対象となる経費



諸 謝 金	講師、指導者、ボランティアへの謝金
旅費交通費	講師、指導者、ボランティアの交通費、宿泊費、ガソリン代、高速料金等（実費）
通信運搬費	電話代、切手等の郵送料、メール便、宅配料の送料
備 品 費	事業を行う上で必要な備品の購入費、修理費
消 耗 品 費	事務用品、医療品など事業にかかる材料費（食材を含む）
印刷製本費	活動資料・報告書、パンフレット、募集のチラシ、写真プリント料等
賃 借 料	会場使用料、リース料、レンタル料
保 険 費	スポーツ安全保険、参加者の傷害保険料等（指導者を含む）
登 録 料	スポーツ少年団、道場連盟等の登録料
参 加 料	スポーツ少年団の試合参加費等
雑 費	振込手数料、システム利用料、親睦会費用、参加者の食料費等

申請書の提出・問い合わせ先

一般財団法人 愛山青少年活動推進財団

AIZAN YOUTH ACTIVITIES FOUNDATION



〒753-0083 山口市後河原25（愛山会ビル3階）
 TEL：083-932-2660 FAX：083-932-2659
 E-mail：aizan@kdp.biglobe.ne.jp 担当：事務局長 古川
 ホームページ <https://www.aizankai.com>

